児童福祉司任用資格調査票 (注3)

氏名	1	生年月日	年 月	日(歳)
資	格要件区分		該当する欄	
(※ 番号は、児童福祉法第13条第3項の各号に対応)			に○を記入 (複数回答可)	資格要件のいずれか1項目 に該当する必要があります。
1号	国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科を卒業した		た	
	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を卒業した			
	 上智社会福祉専門学校社会福祉士・児童指導員科を卒業した			
	全国社会福祉協議会中央福祉学院児童福祉司資格認定通信課程を修了した		た	
	大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又は		'(±	大学名
2号	これらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設(注			学科名
	1、以下同じ)において1年以上相談援助業務(注2、以下同じ) に従事した		,)	従事先
				従事内容
3号	医師			
4号	社会福祉士			
5号	精神保健福祉士			
6号	公認心理師			
7号	社会福祉主事として、2年以上相談援助業務に従事した者であって		て	従事先
,-,	児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者			従事内容
8号	大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した			大学名
				学科名
				従事先
				従事内容
	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科 又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設 において1年以上相談援助業務に従事した		7科	大学院名
			設	研究科名
				従事内容
	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学 科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施 設において1年以上相談援助業務に従事した		.学	大学名
			_	研究科名
				従事先
	社会福祉士試験に合格した			従事内容
	精神保健福祉士試験に合格した			
	公認心理師試験に合格した		- ***	
	保健師又は助産師であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、内閣総理大臣が定める講習会(以下指定講習会という。)の課程を修了した			従事先
				従事内容
	看護師又は保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業 務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了した		業	従事先
				従事内容
	教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者であって、指定施設において1年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあっては2年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了した		施	資格名
				従事先
				従事内容
	社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業 に従事した期間と、児童相談所の所員として勤務した期間の合計が 2年以上ある者であって児童福祉司任用前講習会の課程を修了した		業	従事先
			が	従事内容
			た	
	社会福祉主事たる資格を得た後、3年以上児童福祉事業に従事した		た	従事先
	者であって児童福祉司任用前講習会の課程を修了した			従事内容
	児童指導員であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従 事したものであり、かつ、指定議翌全の課程を修了した		従	従事先
	事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了した			従事内容

- 注1 「指定施設」の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他内閣総理大臣が適当と認める施設とする。具体的には、以下の施設が該当する。
 - 1 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の内閣府令で定める施設
 - 地域保健法の規定により設置される保健所
 - 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理 治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援 事業を行う施設
 - 医療法に規定する病院及び診療所
 - 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
 - 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
 - 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
 - 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
 - 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護 老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
 - 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
 - 上記施設に準ずる施設として内閣総理大臣が認める施設
 - 2 精神保健福祉士法第7条第4号の内閣府令で定める施設 (「1」に掲げる施設を除く。)
 - 精神科病院
 - 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
 - 地域保健法に規定する市町村保健センター
 - 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院(いずれも精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
 - 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療 科名として届け出ているものに限る。)
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター 又は障害者就業・生活支援センター (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
 - 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
 - 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
 - 社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業 (短期入所、重度障害者等包括支援又は共同生活援助を行うものに限る。)又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
 - 上記施設に準ずる施設として内閣総理大臣が定める施設 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
 - 3 上記に掲げる施設に準ずる施設として内閣総理大臣が認める施設
 - 児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村(特別区を含む)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)
- 注2 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する「相談援助業務」(児童 その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務)に従事していることが必要で ある。その具体的な範囲は、児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等を定める厚 生労働省通知、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験の範囲を定める厚生労働 省通知等による。

病院、社会福祉施設等における看護業務、介護業務等の直接処遇業務はこれに含まれない。

注3 本調査票の記載内容に虚偽の記載があった場合や採用時までに児童福祉司の任用資格を有していない場合 等は、三重県に採用される資格を失うことがある。